

| | | |
|--|---|---|
| <p>3 略</p> <p>4 市町長は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 市町長は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。</p> <p>7 略</p> <p>(中止命令等)</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 市町長は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>3・4 略</p> | <p>3 略</p> <p>4 市町村長は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 市町村長は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。</p> <p>7 略</p> <p>(中止命令等)</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 市町村長は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>3・4 略</p> | <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第二十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町長は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十三条第二項の規定により行為を制限された者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>4 市町長は、第二十三条第二項又は前条第二項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第二十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>5 略</p> |
| <p>3 略</p> <p>4 市町長は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 市町長は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。</p> <p>7 略</p> <p>(中止命令等)</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 市町長は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>3・4 略</p> | <p>3 略</p> <p>4 市町村長は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 市町村長は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。</p> <p>7 略</p> <p>(中止命令等)</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 市町村長は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>3・4 略</p> | <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第二十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町長は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十三条第二項の規定により行為を制限された者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>4 市町長は、第二十三条第二項又は前条第二項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第二十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>5 略</p> |
| <p>(風景地保護協定の締結等)</p> <p>第二十八条 知事若しくは市町又は第三十四条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十五条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。)を有する者</p> | <p>(風景地保護協定の締結等)</p> <p>第二十八条 知事若しくは市町又は第三十四条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十五条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。)を有する者</p> | <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第二十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十三条第二項の規定により行為を制限された者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>4 市町村長は、第二十三条第二項又は前条第二項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第二十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>5 略</p> |
| <p>(風景地保護協定の締結等)</p> <p>第二十八条 知事若しくは市町又は第三十四条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十五条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。)を有する者</p> | <p>(風景地保護協定の締結等)</p> <p>第二十八条 知事若しくは市町又は第三十四条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十五条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。)を有する者</p> | <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第二十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十三条第二項の規定により行為を制限された者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>4 市町村長は、第二十三条第二項又は前条第二項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第二十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>5 略</p> |

| | | | | |
|---|---|--|---|---|
| <p>(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。</p> <p>一〜五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(風景地保護協定の縦覧等)</p> <p>第二十九条 知事又は市町は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、知事又は市町に意見書を提出することができる。</p> <p>(風景地保護協定の公告等)</p> <p>第三十一条 知事又は市町は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨</p> | <p>(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。</p> <p>一〜五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(風景地保護協定の縦覧等)</p> <p>第二十九条 知事又は市町村は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、知事又は市町村に意見書を提出することができる。</p> <p>(風景地保護協定の公告等)</p> <p>第三十一条 知事又は市町村は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域であ</p> | <p>を当該区域内に明示しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(連携)</p> <p>第三十六条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第三十九条 県及び市町は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。</p> | <p>を当該区域内に明示しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(連携)</p> <p>第三十六条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第三十九条 県及び市町村は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。</p> | |
| <p>第六条 (佐賀県環境影響評価条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="126 660 470 1176"> <p>改正後</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第三条 県、市町、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。</p> <p>(方法書の送付)</p> <p>第六条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄</p> </td> <td data-bbox="470 660 837 1176"> <p>改正前</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第三条 県、市町村、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。</p> <p>(方法書の送付)</p> <p>第六条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄</p> </td> </tr> </table> | | <p>改正後</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第三条 県、市町、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。</p> <p>(方法書の送付)</p> <p>第六条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄</p> | <p>改正前</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第三条 県、市町村、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。</p> <p>(方法書の送付)</p> <p>第六条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄</p> | <p>を当該区域内に明示しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(連携)</p> <p>第三十六条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第三十九条 県及び市町村は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。</p> |
| <p>改正後</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第三条 県、市町、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。</p> <p>(方法書の送付)</p> <p>第六条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄</p> | <p>改正前</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第三条 県、市町村、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。</p> <p>(方法書の送付)</p> <p>第六条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄</p> | | | |

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>する市町長に対し、方法書を送付しなければならぬ。</p> <p>(方法書についての意見の概要の送付) 第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第六条に規定する地域を管轄する市町長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。</p> <p>第十条 略</p> <p>2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(準備書の送付) 第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第十六条において「要約書」という。)を送付しなければならない。</p> | <p>する市町村長に対し、方法書を送付しなければならぬ。</p> <p>(方法書についての意見の概要の送付) 第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第六条に規定する地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。</p> <p>第十条 略</p> <p>2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(準備書の送付) 第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第十六条において「要約書」という。)を送付しなければならない。</p> | <p>(準備書についての意見の概要等の送付) 第十八条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。</p> <p>(準備書についての知事の見解) 第十九条 略</p> <p>2 第十条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町長」とあるのは「関係市町長」と、同条第四項中「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第十八条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする。</p> <p>(評価書の送付) 第二十一条 事業者は、評価書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係市町長に対し、評価書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。</p> <p>(対象事業の廃止等) 第二十四条 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十二條の規定による公告を行うまでの間において、</p> | <p>(準備書についての意見の概要等の送付) 第十八条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。</p> <p>(準備書についての知事の見解) 第十九条 略</p> <p>2 第十条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第四項中「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第十八条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする。</p> <p>(評価書の送付) 第二十一条 事業者は、評価書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。</p> <p>(対象事業の廃止等) 第二十四条 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十二條の規定による公告を行うまでの間において、</p> |
|---|--|---|---|